

日本バプテスト連盟

憲法改悪を許さない

私たちの共同アクション

ニュースレター

2017年11月10日 No.45

さいたま市南区南浦和 1-2-4 日本バプテスト連盟



憲法審査会の監視

泉バプテスト教会 城倉 啓

0. はじめに

2017年10月22日投開票の衆議院議員総選挙について憲法上の問題を、「公正」（ヘブライ語ミシュパート、法的正義）の視点から分析し、2018年1月から始まる通常国会の憲法審査会の動きを予測します。国民投票前夜の備えです。

1. 総選挙に至るまでの経緯

憲法53条に「内閣は、国会の臨時会の召集を決定することができる。ただし、いずれかの議員の総議員の四分の一以上の要求があれば、内閣は、その召集を決定しなければならない。」とあります。野党は、6月通常国会閉会直後に「衆議院の四分の一以上の議員」による臨時国会開催を要求しました。しかし自公政権は政治腐敗という不公正を隠蔽するために、それに応じませんでした。憲法違反の不公正な行為です。自民改憲草案には同様の場合「20日以内に召集すべき」とあるので、不誠実でもあります。結局内閣は、ただ解散するためだけに臨時国会を9月に開いたのでした。

そもそも「解散権限は首相の専権事項」なのではないでしょうか。憲法に明文の規定はありません。慣例になっている「天皇の国事行為を定める憲法7条に基づく解散」（7条説）には無理があります。内閣不信任の場合に限る方が自然です（69条説）。つまり行政府と立法府の深刻な対立がある場合のみ、有権者に「信を問う」ということが三権分立上の筋道です。英独など議院内閣制の国でも解散を厳しく制約しているように、日本でも「首相による解散」を法規制すべきです。国政選挙費用一回600億円の節約にもなります。一般的な職業感覚でも、

4年程度の任期はまっとうすべきでしょう（憲法45条）。

1994年の「政治改革」以降、政府と与党の一元化、首相・第一党党首への権力の集中、「決められる政治」がもてはやされ今に至っています。内閣総理大臣一人が衆議院議員全員の罷免権を事実上握ることは、憲法15条1項「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。」の趣旨を没却させてしまいます。

今回の選挙から衆議院議員総定数が475から465議席となりました。「一票の格差」を是正するためにも定数を多くするべきです（憲法14条）。国際的には日本の国会議員の数は人口に比べて少ない方です。私見では600議席ぐらいが妥当な数です。それによって、わたしたちは「国会における代表者を通じて行動」しやすくなります（憲法前文冒頭）。議員を減らすことは主権者の「身を切る」行為です。議員が自分の身を切りたいのならば給与や手当の一部を国庫に返上すれば良いでしょう。また、議員個人の倫理面よりも、議員の職を利用しての汚職・蓄財の方が、法的正義の観点からより厳しく問われるべきです。

2. 1994年の「政治改革」以来の課題

上述「政治改革」によって小選挙区比例代表並立制という選挙制度や、政党交付金制度（年額約300億円）が導入されました。「政治改革」がもたらしたことについて、公正の観点からメスが入られるべきです。「正当な選挙」（憲法前文冒頭）が問われています。

選挙の際に「大きなかたまり」にならないと勝てないという制約が、「四野党共闘か、希望の党への合流か」という二者択一へ民進党の選択肢を狭めました。希望の党の失速よりも、むしろ党代表個人をもてはやす政治風土・報道のあり方が問題です。ゲームの面白さが、ルールの公正さや信条・政策に基づく投票行動よりも優先されています。第一党に300議席を与えるスイングの大きさが原因です。

小選挙区制賛成派は、政権交代可能な保守二大政党制をつくり政治に緊張感を持たせることや、政権の安定と「決められる政治」を理由にします。しかし「政治改革」以降、今に至るまで保守二大政党は形成されたことはありません。すべて連立政権です。仮に形成されても英米のように二大政党の政策が似通ってしまい多様な民意を議会に反映しにくくなります。また政権の安定という長所よりも、「勝手に決められる」政権の暴走という短所の方が現下の深刻な問題です。

小選挙区制によって作出された「一強多弱政治」よりも、ゆるやかな多党制による「政策ブロック」ごとの連立政権による政治の方が、実態にも即した、より良い仕組みのように思えます。この点、立憲民主党の創設は、政策ブロックごとのまとまりを形成する萌芽です。自民・維新・希望・こころという右側、公明・立民という中道、社民・共産という左側が、政策で見るブロックです。国政の自公連立と、都議会の都民ファースト・公明の協力は、政

策における連携ではないので不自然です。

この不自然さの原因は、企業・団体・組織中心の選挙にあります。どの団体が支援するかが選挙結果に多大な影響を及ぼす社会は民主的に未熟です。必ず政権は支援団体に便宜を図るでしょう。不公正な利権政治です。「政治改革」の際、政党交付金の導入と同時に企業団体献金全面廃止も約束されたのに、未だに履行されていません。憲法は「投票の秘密」を保障し、個人の権利行使を選挙の場面で要求しています（憲法 15 条 4 項）。利と権を逆にした個人中心の選挙とならなくてははいけません。誰かに頼まれる選挙から、自ら選ぶ選挙への脱皮です。

日本の政党交付金は国際比較でも高額です。しかも用途の定めがない「政党が何に使っても良いお金」なので内部留保もできます。政党交付金は国会議員の人数に応じて配分されます。だから「当選議員による大きなかたまり」を作りたがるし、民進党の巨額の内部留保の行先が関心事となるのです。憲法に政党についての定めはありません。任意の「結社」です。結社の自立と自律も問われています。政党交付金を受け取らない政党もあります。

日本の選挙供託金は世界一高額です（比例 600 万円・選挙区 300 万円）。大政党は供託金のためにも政党交付金の内部留保を用いています。税金の還流という不公正すら起こりえます。「政治改革」は供託金減額や選挙運動規制の緩和を行いませんでした。

3. 総選挙結果

総選挙の結果、衆議院は次のような議会分布となりました。「議席占有率（議席数）」で示します。

自民 61.0%（284 議席）、立民 11.8%（55）、希望 10.8%（50）、公明 6.2%（29）、共産 2.6%（12）、維新 2.4%（11）、無所属の会 2.2%（10）、社民 0.4%（2）、無所属 12。

これを、「比例区各政党の得票率（仮定の単純比例按分議席数）」に直せば、次のような結果になります。自民 33.2%（154）、立民 19.9%（92）、希望 17.4%（80）、公明 12.5%（58）、共産 7.9%（36）、維新 6.1%（28）、社民 1.7%（7）、無所属（10）。

3 割の得票率が 6 割の議席占有率に化けていることが分かります。第一党以外の政党がすべて割を食っています。この影には膨大な死票があり（主に小選挙区で投じられた落選者への票）、死票がもたらすやりがいのなさが投票率低下の一因となっています。また、政党の立候補控えが有権者の選択肢を奪ってもあります。やむを得ず行う「野党共闘」もそこに一役買っています。「勝つためにあなたは立候補するな」という言い方は、憲法の保障する「立候補の自由」を制約しえます（憲法 15 条 3 項・44 条）。仏国のような決選投票が導入されれば、事態は緩和されますが。

安易に語られがちな「野党が批判の受け皿」を作れなかったことが問題なのではありません。33.2%に対して、19.9%も 17.4%も立派な対抗勢力です。多様な民意を議会にそのまま反映させないことが憲法上大きな問題です。「主権在民」という大原則に触れるからです（憲法前文）。

なお、比例ブロックと小選挙区の重複立候補を認めているために、東海ブロックで比例名簿搭載議員が足りずに立憲民主党が自由民主党に1議席を譲る結果になったことも、現行の選挙制度の弱点です。1議席あたりに約20万人の有権者が代表されていることを考えれば、憲法上、小さな問題ではありません。「復活当選」も釈然としない仕組みです。

女性議員比率の少なさも世襲議員の多さもほとんど改善されませんでした。被選挙権年齢の高さ（25歳以上）や供託金の高さも含めて、「議員・・・の資格は・・・性別、社会的身分、門地、教育、財産又は収入によつて差別してはならない」に実質的に違反しています（憲法44条）。

4. 今後の憲法審査会の動き

自由民主党は初めて、選挙公約に改憲原案の具体的要点を記載しました。本ニュースレターでも紹介した、①9条3項に自衛隊を明記する、②緊急事態条項を書き加える、③参院選の合区解消のために43条に「議員の地域代表としての性格」を書き加える、④高等教育無償化も明記するという4項目です。

同党は、議席数を大幅に減らすことになっても、改憲案を選挙公約に盛り込み解散総選挙に打って出ることを決めていたように思えます。三分の二を超えなくても過半数さえ獲得すれば、「自民党改憲案について国民の信を得た」と言えるからです。安倍晋三総裁は、仮に自らの退陣があったとしても改憲議論だけは進めようとしていたのかもしれませんが。

しかし結果は、自由民主党の一人勝ちとなりました。議席を5つ減らした公明党と合わせても、改憲発議に必要な310議席以上を維持しました。こうして安倍総裁・総理の続投が確定しました。この秋の臨時国会は開催されない模様ですが（憲法53条違反の継続）、2018年1月から始まる国会において、憲法審査会はこれまで以上に頻繁に開催され、6月までに改憲発議がなされる可能性があります。すでに石破茂議員が自民党総裁選出馬に意欲を示している中、安倍総裁としては9月の総裁選までに改憲発議、あわよくば改憲成立・公布という業績を獲得しておきたいでしょう。

定員50名の衆院憲法審査会は、他の常設委員会と同じく会派の国会議員数に比例して各会派に配分されます。過去の事例を参考にしつつ予測すると、新たな会派分布から推測される衆議院憲法審査会委員の会派別内訳は次の通りです。あくまで予測です。

定数 50 内訳：自民 31 立民 6 希望 6 公明 3 共産 1 維新 1 無所属の会 1 社民 1

会長：自民 会長を除く幹事：自民 6 立民 1 希望 1 公明 1

自民党改憲 4 項目のうち、どの項目が憲法審査会で成立しうる「改憲原案」となる可能性が高いでしょうか。③参院選の合区解消は、最も可能性が低いものです。あまりに自民党のみの関心事だからです。ただし地方自治を強化するための「統治機構改憲」に議論が修正されていくなれば、自民・公明・維新・希望・無所属、場合によっては立民までが賛成するでしょう。最も無難なものは、④高等教育無償化の加憲です。今回の選挙公約でほとんどの政党が、幼児教育から高等教育までの無償化を訴えたからです。しかし、だからこそ憲法改正ではなく法律整備で可能な一政策とも言えます。

①9条3項と②緊急事態条項の改憲発議を、立民・共産・社民との平行線覚悟で強行するかもしれません。すでに首相はその可能性を匂わせています。その場合の対抗図式は、「自民・公明・維新・希望の 41 名」対「立民・共産・社民の 9 名」ということになりましょう。かつての 48 対 2 という極端な図式よりも緩和されていますし、野党第一党の立民が反対することの意義は大きいものがあります。それでも数的に 8 割は、①②に賛成します。

「選挙公約で言わなかった法律案を強行採決した」との自公政権への批判は、今回前半部分のみあてはまります。毎週または週二回という強行運営をして審議時間を重ね、毎度お馴染みの強行採決が行われるように思います。およそ子どもたちに見せられないような、みっともない罵詈雑言の飛び交う暴カシーンが全国放映されることにも、うんざりです。普段の国会でも逐条審議と条文修正・妥協が公になされるわけではなく（それは国会外で非公式になされます）、「お説教」同士が闘技場で繰り広げられ、野次によってはやし立てられていることも原因の一つでしょう。わたしたちが「野次は議会の華」などと言って、この悪しき伝統を面白がり黙認し支えてきたのです。

「国権の最高機関」「唯一の立法機関」（憲法 41 条）の内実が問われています。わたしたちの代表の言動はわたしたち主権者の言動です。

5. 今後予想される運びと、わたしたちの行動提起

改憲原案発議と国民投票が現実味を帯びてきた今、どのような手続・手順なのかのおさらみをしておきましょう。衆議院から改憲原案が提出される場合、次のような流れになります。

- (1) 衆議院に改憲原案が提出される。提出者 1 名以上・賛成者 100 名以上で受理。
- (2) 衆議院憲法審査会による改憲原案の審議と決議。50 名の委員で。

※改正原案提出者の衆院議員が答弁に立つ。適宜地方公聴会開催。慣例によりおそ

らく最終盤に中央公聴会開催。

(3) 衆議院本会議による審議と決議。衆院総議員の三分の二（310名）以上の賛成で可決。

(4) 参議院憲法審査会による改憲原案の審議と決議。45名の委員で。

※改憲原案提出者の衆院議員が答弁に立つ。適宜地方公聴会開催。慣例によりおそらく最終盤に中央公聴会開催。

※必要に応じて衆参「合同審査会」を開催して改憲原案に修正を加えることもできる。

(5) 参議院本会議による審議と決議。参院総議員の三分の二（162名）以上の賛成で可決。

※否決した場合。両院協議会（衆10名・参10名）による協議案の審査。協議委員の三分の二以上の賛成で可決、衆院本会議へ送付。衆院で三分の二以上の賛成で可決の場合に、参院本会議に送付。参院で三分の二以上の賛成で可決。両院協議会でも成案を得られない場合、発議に至らない。

(6) 憲法改正／改悪の発議。投票日の告示：発議後60日から180日まで。

(7) 国民投票運動期間（60日から180日までありうる）。

1) 前期 発議から投票日の14日前まで どのような活動も可能

2) 後期 投票日14日前から投票日まで テレビの有料広告等規制される

(8) 投開票。有効投票総数の過半数で憲法改正／改悪成立。

(9) 公布。30日以内をめどに天皇が「直ちにこれを公布」。

(10) 投票無効を請求する訴訟。敗訴すれば改憲成立。

まず、国会議員のうち誰が憲法審査会の委員となるかを知りましょう。本ニュースレターでも適宜お知らせいたします。その上で、上記の流れの中で最も有効な働きかけを考えて行動しましょう。

(1)に入る前は、「日本国憲法改正手続に関する法律（通称：国民投票法）」には欠陥がいくつもあることを学び（後述）、周りに伝え、国会議員に改正を要求しましょう。公正な土俵の上で国民投票はなされるべきだからです。そのために憲法審査会を開くべきです。(1)に入った後は、改憲原案の中身を学び、現行憲法条文と比較し、自分の意見を固めましょう。本ニュースレターでも分析と解説をする予定です。そして原案提出者や賛成者に対する賛否の意見を伝え、改憲原案を周りに知らせましょう。

(2)から(6)の時点では、国会の審議を監視しましょう。衆参共にインターネットで生中継も録画も観られます。議事録も読めます。衆院の場合は、『憲法審査会ニュースレター』という、よくまとまった議事録要旨が開催翌日にダウンロードできます。これらを調べ

ファックス等で委員の意見に対する賛否の意見を寄せましょう。また一般意見公募に応じて審査会にメールしましょう。地方公聴会が自分の居住地域で開催される場合、参考人に応募しましょう。署名や請願も大事な声として届けましょう。

自分の住む選挙区から選出された議員にファックス等で意見をしましょう。国会議員は土日には地元に戻ってきます。できれば直接面談を申し込んで賛否の意見を述べましょう。できる方には、憲法審査会・本会議の生傍聴もおすすです。

(7)は極めて重要な時期になります。主権者の力量が試されます。選挙運動に対する厳しい規制とは異なり、1) 国民投票運動期間前期には運動に対する規制がほとんどありません。最短46日しか期間が設けられない場合もあるので、積極的に周りの人に自分の意見を伝えていきましょう。また規制がないので、資金力のある人たちはテレビの有料広告なども利用できます。これは国民投票法の歪み・不公正です。2) 後期2週間だけに資力のない人との均衡が図られます。だから、1)の前期で大勢が決まります。さまざまなイベントが改憲原案をめぐる活発になることでしょう。ここで無関心な人をいかに民主政治に巻き込むかが大切です。また反対意見の人と討論を交わし互いに言論で説得し合おうとすることが民主政治の質を高めます。

(8)の投票にも法的課題があります。投票を有効とする基準の最低得票率が決まっていないからです。67%以上や50%以上の得票でなければ無効とする等、どの程度の得票が国全体の意思であると認めうるかの議論が必要です。それだけではありません。最低得票率は分母を何にするかで、結果が異なります。分母を総人口にする場合や、有権者数、総投票数、有効投票数もありえます。現行法は、最低得票率無し、かつ有効投票数の過半数の賛成で可決成立ですから、最も低い水準で国全体の意思決定をすることになります。そこで、投票の内容以前に、投票に行くことと無効票にしないことという次元の取り組みが全体に必要となります。現行法において白票は反対の意思に数えられません。

(9)(10)の時期には、投票手続に対する不備を訴えることができます。

キリスト者の改憲反対運動は、伝統的に平和・人権を国家に守らせるための護憲運動という色合いを帯びています。キリストが平和の主であり、最も小さくされた人の人権がアガペーの愛で尊重されるべきだからです。もちろんこれからも譲れない重要な立脚点です。それに加えて「公正な自治」という視点も必要ではないかと思えます。政治腐敗という不公正に対する憤りや、自治の土俵自体の歪み・不公正に対する、主権者自らの是正努力が必要です。自治を重んずるバプテスト教会ならではの社会貢献であると信じます。

シリーズ「私の譲れないもの」

去る2017年8月15日 千鳥ヶ淵早天祈祷会で語られたメッセージです

「解放の時」

恵泉バプテスト教会 藤田 直彦

聖書：ルカによる福音書 21 章 25 節から 28 節

「それから、太陽と月と星に徴が現れる。地上では海がどよめき荒れ狂うので、諸国の民は、なすすべを知らず、不安に陥る。人々は、この世界に何が起こるのかとおびえ、恐ろしさのあまり気を失うだろう。天体が揺り動かされるからである。そのとき、人の子が大いなる力と栄光を帯びて雲に乗って来るのを、人々は見る。このようなことが起こり始めたら、身を起こして頭を上げなさい。あなたがたの解放の時が近いからだ。」

聖書を読むとき、そこに書かれている時代と、引用された旧約聖書の時代、そしてその聖書を書いた人が生きた時代、さらに読み手である私が生きているこの時代を意識しながら読むことが必要になる場面があります。特にこの21章は、イスラエル社会のアイデンティティーの出発となったバビロン崩壊における状況と、ローマの支配下にあるイエスの時代、そして書き手が経験したユダヤ戦争と神殿崩壊という3つの時代が意識されているように感じます。21章では、「やもめの献金」「神殿の崩壊の予告」「週末の徴」「エルサレムの滅亡の予告」さらに、終末を思わせるような描写が続きます。イエスの死後、紀元66年から70年に起こったユダヤ戦争では、美しいエルサレムが徹底的に破壊され、最後のマリダの戦いでは960の人が自害をするという結末を迎えました。福音書の記者は、その当時の読み手である同時代に生きる人々に対する励ましの思いを強くもっていたのではないのでしょうか。28節には「このようなことが起こり始めたら、身を起こして頭を上げなさい。あなたの方の解放の時が近いからだ。」という言葉が書かれています。悲惨な出来事を見てきた人たちの中で、この言葉は、強い励ましになったと思われれます。

2017年4月28日 給食を食べていたら突然チャイムが鳴り、校長が話し始めました。内容は、「万が一弾道ミサイルが発射された場合、建物の中に入る。物陰に隠れる。窓には近づかない。」などの注意を呼び掛けるものでした。「ないこととは思いますが、万が一、万が一のことに供えて、落ち着いて行動するように。」とのことでした。同時に「弾道ミサイル落下時の行動について」「弾道ミサイル落下時の行動に関する Q&A」そして保護者宛の

文章が配布されました。

大変驚きました。今は戦時中なのかと。夕方の会議で発言しました。

第1に、現在の社会状況から考え、北朝鮮が実際にミサイルによって日本を攻撃、或いはアメリカを攻撃することはあり得ません。また、アメリカから北朝鮮を攻撃することもあり得ない。もし、そのようなことがあるのなら、在日、在韓のアメリカ軍、或いは軍属が避難を行っているはずで。しかし、そのようなことはないし、ソウルの人々からも、危険は伝えられていません。実際、この後のゴールデンウィークで安倍首相はゴルフを楽しんでいました。ミサイルが飛んでくることをリアルに感じている様子は皆無でした。

第2に、このような放送やプリントによって、子どもたちを不安にさせてしまうのではないか。自分はクラスの子どもたちに、そのようなことはないから安心しなさいと話しました。数日前にも、6年生の親から、娘がニュースを見て不安に思っているの、どうしたらよいかという電話がかかってきました。担任は安心しなさいと応答していました。必要以上に子どもに不安を感じさせるのはやめてほしい。

第3に、韓国系朝鮮系の子どもたちに対するいじめを引き起こすのではないのでしょうか。学校の中にも、韓国系朝鮮系の子どもがいます。その子たちや親はどのような思いになるのでしょうか。それだけでなく朝鮮学校の補助金問題で、日本政府からひどい仕打ちを受けているのです。

その後調べてみると、1週間前の4月21日、内閣官房局より各自治体へ「弾道ミサイルが落下する可能性の場合に取るべき行動について」内閣官房ホームページ「国民ポータルサイト」に掲載されているので周知するよという通知があり、それを受けて消防庁国民保護・防災部防災課国民保護部長 国民保護運用室長より各都道府県防災・国民保護担当部局長宛に「弾道ミサイル落下時の行動について」HPを見るよという指示があり、東京都教育庁地域支援部義務教育課長より 「事務連絡」として区市町村教育委員会 学校防災主管課長 学校施設主管課長 宛に 「弾道ミサイル発射時の注意事項の周知について」という依頼文が送られました。各自治体は、HPに掲載するよという対応でしたが、一部にわざわざプリントにして配布した自治体があり、中には直接、校長や教員が児童に指導するよというところができました。

東京の中でも突出した対応をした世田谷区では、当然親の中に問題視する声があり、教育委員会に文書で抗議や問い合わせをした人もいました。また、市民グループによる抗議の声もあがりました。市民グループからの問い合わせなどにより、この対応は危機管理の問題であるにもかかわらず、区長が知らないところで役人が動いてしまったこともわかってきまし

た。

国民保護法とは正式には武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律といい、日本が武力攻撃を受けたときや大規模テロ（緊急攻撃事態）にさらされたとき、国民の生命・財産を守る方法を定めた法律とされます。主に国と[地方公共団体](#)の役割を規定しています。[武力攻撃事態](#)や[緊急対処事態](#)などに際して住民の避難・救援に必要な場合、一定の範囲で私権を制限すること（例えば、私有地の一時的な提供、医薬品や食料の保管指示、交通規制などに従わなかった場合などに罰則が科されることがある）を容認し、住民に対する避難指示や救援活動は都道府県中心で行うこととされています。有事の際、国は[J-ALERT（J アラート：全国瞬時警報システム）](#)を活用し、もしくは報道機関を通じて国民に向けた広報を行います。広報では、[屋内退避](#)や避難に関すること、各種の警報等が伝達されます。

しかし、今は有事なのでしょう。確かに北朝鮮とアメリカの首脳による挑発合戦は、不安をかきたてる。ミサイル実験などはやってほしくはありません。しかし、北朝鮮から戦争をしかけることは、国家の自殺行為であり、アメリカ側から戦争をしかけることはあまりにもリスクが大きいため、あり得ないと言われています。

けれどもマスコミは執拗に危機を煽る。毎日、繰り返し危機を煽り続けます。自治体の避難訓練は、昨年までテロなどを想定したものでしたが、今年になって各地で弾道ミサイルを想定した避難訓練が行われるようになりました。そして自治体はこのように市民の安全を考えていると自慢しているように見えます。そのうち、学校や幼稚園で毎月行われている避難訓練の中に、核弾頭ミサイル発射時を想定した訓練が入り込んでくることでしょう。さらに小野田防衛大臣はパック3の配備を指示しました。

私はこれらのことが「演出された危機」であると感じています。今回のプリントで、どれだけ多くの人たちの中に「北朝鮮は危険な国である。」という意識が刷り込まれた事でしょう。特に子どもを通してプリントを配布した世田谷区などの問題は大きいものです。

私が参加している日韓合同研究会は、韓国の教員を招いて昨年潮来で交流会を行いました。千葉県八千代市でフィールドワークを行いました。テーマは「記憶されない歴史は繰り返される。～関東大震災から～」でした。関東大震災の時、朝鮮人が攻めてくるというデマが広めた軍事放送施設や軍隊が保護したはずの朝鮮人を地元の地域に「払い下げ」殺させたという現場を歩きました。思いがけず「加害者」とされた人々がひっそりと殺された朝鮮人の供養をしていた寺院やその事実をこつこつと調べている人たちの話を聞きました。準備をする中で、近年、朝鮮人が攻めてくるというのはデマではなかったという話がインターネットで

流れていることを知りました。その内容は、軍事放送施設から流された情報などをもとに書かれた新聞記事を取り扱った同じ本から得た内容でした。ノンフィクション作家の工藤美代子氏とその夫である加藤康男氏によるものです。新聞記事が間違っていたことは様々な調査により十分に証明されているのに、このデマを「朝鮮人虐殺はなかった」というために再利用していました。そして、その嘘の話を根拠に、横浜での副読本に書かれていた朝鮮人虐殺の記事が攻撃にさらされています。

私たちはこの歴史の中で、ありもしない事件が嘘によって造り上げられ、その混乱を利用して治安維持法が生まれたことを学びました。そして今、ありもしない危機感が煽られる中で現代の治安維持法と言われる共謀罪が国会で決められました。

国旗・国歌の掲揚・斉唱は、小中学校では当たり前になり、年々子どもたちや保護者、そして教員の歌う声が大きくなっています。大学に続き、幼稚園・保育園での強制が広がり、最終的には私立学校すなわちキリスト教学校が国家による強制にさらされることになると予想されます。

教育勅語の復活を目指す道徳は評価を伴う教科として扱われるようになりました。育鵬社からは教科書は出されず、彼らは教育出版の教科書の編集に入り込み、巧みにその力を広げようとしています。彼らの作った教科書には、安倍首相の写真がしっかり入っています。（*教育出版の教科書は江戸川区武蔵村山市沖縄県那覇市などで採用が決定した。）他の会社も、国定に近寄ったとされる教科書検定に合格するため、文科省の作った副読本で使われている教材を多く取り入れた教科書を作成しました。また、今年3月公示された指導要領で小学校4年生の社会で自衛隊を教えるようになったそうです。

平成29年3月に公示した小学校学習指導要領の第2節社会〔第4学年〕では「地域の関係機関や人々は、自然災害に対し、様々な協力をして対処してきたことや、今後想定される災害に対し、様々な備えをしていることを理解すること。」や、「過去に発生した地域の自然災害、関係機関の協力などに着目して、災害から人々を守る活動を捉え、その働きを考え、表現すること。」を指導することとしており、その内容の取扱いにおいて、「『関係機関』については、県庁や市役所の働きなどを中心に上げ、防災情報の発信、避難体制の確保などの働き、自衛隊など国の機関との関わりを取り上げること。」とされています。

また、本年6月に公表した小学校学習指導要領解説社会編では、「県庁や市役所が、消防署や警察署はもとより我が国の平和と安全を守ることを任務とする自衛隊など国の関係機関とも連携、協力して人々の安全を守る活動を行っていることに気付かせることも大切である。」と示されています。

これは、「自衛隊法第三条第一項における『自衛隊は、我が国の平和と独立を守り、国の

安全を保つため、我が国を防衛することを主たる任務とし、必要に応じ、公共の秩序の維持に当たるものとする。』との規定に基づき、自衛隊の任務について示しているものです。」との説明です。

中学校の職業体験リストの中に自衛隊が入っているなど、いよいよ「教え子を再び戦場へ」送らなくてはならなくなるのではないかと思います。

子どもたちの遊びの中に、「軍艦・朝鮮・ハワイ」があります。私が教員になっているから、どこの職場に勤めても、この遊びをしている子に出会い続けます。そのたびに、子どもたちに話します。

日本が朝鮮を武力で支配していたこと。国を奪われた朝鮮の人の苦しみ。ハワイは太平洋戦争を始めるときの奇襲攻撃で、たくさんの人が亡くなったため、アメリカの人の中に今でもこのことを怒っている人が多くいること、軍艦は大砲を積んだ船のことで、戦争の時代、子どもたちは軍艦が自慢だったことを話します。

子どもたちに「朝鮮」ということを話すと、すぐに「北朝鮮は悪い国なのでしょう。」「金正恩」「ミサイル」という言葉が返ってきます。

その度に私は問い返します。「北朝鮮の人はみんな悪い人なのか。」「全員、悪い人なのか。」と。

確かに、軍事力による威嚇をしています。日米韓が北朝鮮の目の前で軍事訓練をやるのも軍事力による威嚇です。核開発を言うのであれば、世界で最も核を保有しているのはアメリカであり、日本は被爆国でありながら核使用禁止条約に反対しました。

ピョンヤンと地方の格差を言うのであれば、日本はどのような国なのでしょうか。沖縄に基地を押し付け続け、危険だと言われているオスプレイが事故を起こしても、アメリカが安全と言っているのだから安全だと言いつける。翁長知事に対する支持の高さは、沖縄に対する差別への怒りです。

3・11がなかったかのように原発を外国に売り、再稼働を進める。オリンピック招致の際、安倍首相は「(福島第一原発の)状況はコントロールされています」と言い切りました。さらに、質疑のなかで、「汚染による影響は福島第一原発の港湾内の0.3平方キロメートルの範囲内で完全にブロックされています」と、世界に向かって誰もがわかる嘘をつきました。原発事故はすでに終わったかのように避難区域を解除し、放射線の恐れから故郷に戻れない「自主避難者」を自己責任と切り捨てています。切り捨てられた「自主避難者」の子どもたちは、いじめを恐れて福島出身であることを隠しながら生きているというのです。いじめを生み出す社会、教師の無理解を生み出す社会の根源は、「状況はコントロールされています。」という嘘にあります。

北朝鮮の報道を言うのであれば、私たちの国の報道はどうなっているのでしょうか。あまりにも品性を欠く、他者を傷つけるような言葉が平気で流れてくる。ヘイトそのものではないかと思われる言葉が溢れています。

国は、2020年のオリンピックパラリンピックに向けて、お祭り騒ぎを盛り上げようとしています。東京都は、各校に30万円ずつ配り、週一時間のオリパラ関連授業を行えと言ってきます。そして、「平和の祭典」と言われるこの行事を通して、愛国心の高揚をしかけています。これから2020年が近づくにつれて、マスコミと教育を使ったプロパガンダは激しさを増すでしょう。

私たちに北朝鮮を無責任に攻める資格があるのでしょうか。

私は子どもたちに問います。「北朝鮮の人は全員悪い人なのか。」と。

そこには、花を植える人もいます。

子どもを遊園地に連れていくお父さんもいます。

子どもを保育園に預けるときに、精一杯の笑顔を見せるお母さんがいます。

アイスクリームをほおぼる少年がいます。

私は子どもたちに問います。「では、北朝鮮から見たら日本やアメリカは悪い国だから、日本人は全員悪い人ですか。アメリカ人は全員悪い人ですか。」と。「日本人は全員悪い人ですか。」「アメリカ人は全員悪い人ですか。」「死んでもいいほどの悪い人ですか。」と。

聖書は、諸国の民が不安に陥るときに、「頭を上げなさい。」と語りかけます。私たちは、解放の時が近づいていることを知る者です。だからこそ、不安を利用して戦争のできる国づくりを進めるそのうそを見破ることができます。

共謀罪とは、不安を食物にして巨大化する化け物のようなものです。私たちがこのようにしていることも、犯罪になるのか。そのような不安が人と人を分断させ、孤立させ、そのことが共謀罪という化け物をどんどん巨大化させます。共謀罪の法制化の際、法案の説明ができない法務大臣がその説明に立っていたのは、共謀罪の輪郭がわからないほうが不安を大きくさせるのに都合がよかったからなのかもしれません。けれど、頭を上げて見上げる私たちは、恐れから自由なものとさせられます。だから、私たちは世の中に呼びかけます。共謀しましょう。たくさん共謀しましょう。どんどん人と話しましょう。政府のうそをみんなで確認し合いましょう。何が本当であるのかを共に考えましょう。

聖書には、怒りや悲しみがたくさん描かれています。一体、イエス様はどれほどの怒りと悲しみを胸に抱いていたのでしょうか。

聖書は、顔を上げなさいと呼びかけます。そこに開放の希望が見えると。その希望は、私たちが現実に向き合わせてくれます。

主に従って、平和の道を歩んでいきたいと願います。

祈ります。

神さま。どうか平和の道を私たちに示してください。この世にある対立と悲しみに向き合えるように、道を示してください。対立と悲しみを生み出すものをあなたの光が照らしだし、真実が明るみに示されますように。主のみ名によって祈ります。アーメン